

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会 の開催について

1. 開催趣旨

消費者契約法は、消費者契約全般を対象とする包括的な民事ルールであり、社会経済情勢の変化等に対応するため、これまで累次の改正が行われてきた。

令和4年改正（通常国会）の際の衆議院・参議院の消費者問題に関する特別委員会における附帯決議（以下「令和4年改正附帯決議」という。）では、消費者契約法の消費者法制度における役割等を多角的な見地から整理し、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討することとされた。令和4年改正（臨時国会）の際の附帯決議でも同様の検討が求められた。

これを受けて、令和4年8月から令和5年6月まで、消費者庁において「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」を開催し、令和5年7月に議論の整理を公表した。その議論の整理を受け、より多角的な見地から消費者法制度の在り方についての検討を深めるために、令和5年11月に内閣総理大臣から消費者委員会に対して諮問がなされ、令和5年12月から令和7年6月まで、消費者委員会において「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」が開催され、令和7年7月に同専門調査会の報告書が公表された。令和7年7月、同報告書を踏まえ、消費者委員会から内閣総理大臣に対して、「消費者ならば誰しもが多様な脆弱性を有するという認識を消費者法制度の基礎に置き、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定に向けて、種々の規律手法を目的に応じ有効かつ適切に組み合わせて実効性の高い消費者法制度を整備すべく更なる具体的な検討を行うなど、必要な取組を進めることが適当である」旨の答申が出されたところである。

また、令和4年改正附帯決議では、消費者契約法第9条第1項第1号のいわゆる「解約料条項」についても、「平均的な損害」の額に係る立証責任の転換を含め解約料を巡る諸課題について引き続き検討することとされた。

これを受けて、令和5年12月から令和6年12月まで、消費者庁において「解約料の実態に関する研究会」を開催し、令和6年12月に議論の整理を公表した。

今般、上記の議論の経緯を踏まえつつ、消費者の多様な脆弱性を踏まえた消費者取引を規律する規範の確立、現代社会に適応する規律対象・射程・手法の変革及び消費者取引に関わる様々な関係主体の共創協働という消費者法制度のパラダイムシフトのアプローチに基づき、消費者契約法における具体的な規律や対応を検討するため、消費者庁において「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえ、次の事項について検討を行うこと

とする。

- (1) 消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律
- (2) 消費者契約の各過程に関する必要な規律
- (3) ハードローの下でソフトローを活用することにより民間主体の専門性・現場力をいかし、予見可能性を確保しつつ柔軟な内容や適用・紛争の解決を可能とする仕組み
- (4) 「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組み
- (5) 横断的な検討事項

3. 委員・運営

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- (3) 検討会の下にワーキンググループを置くことができる。

4. 事務局

検討会の庶務は、関係課室等の協力を得て、消費者庁消費者制度課において処理する。

5. 備考

検討会は原則公開とし、オンラインでのライブ配信による一般傍聴を可能とする。また、検討会における配布資料及び議事録は、原則として、速やかに消費者庁ウェブサイトに掲載する。